補助金の見直しに関する基本方針

令和5年12月 (令和7年8月改定版)

総務部財政課

目 次

1.	はじめに		2
2.	課題		2
3.	見直し対象補助金		2
4.	補助金の基本的な考えて	<u> </u>	3
5.	見直しのポイント・		3
6.	補助金の見直しフロー		7
7.	透明性の確保		8
8.	その他		8
【補	助金点検評価シート】		9

補助金の見直しに関する基本方針

1. はじめに

本市の財政は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)の施行(平成20年度決算から適用)を控え、平成19年度決算では、連結実質赤字を抱え、極めて厳しい状況にありました。

このような背景のもと、補助金については、健全化法適用時に財政の健全化を図るべく、平成20年度予算編成において、一律10%の削減を実施したところです。

現下においても、厳しい財政状況が続く中、本年度からスタートした第5次塩竈市行財政改革 推進計画を契機として見直しを行うため、本方針を定めるものです。

本方針は、財政健全化の観点から補助金の見直しを進めるための基本的な考え方を示すものですが、交付団体などとの対話を重視し、個別の事情や社会的必要性を踏まえた柔軟な対応を図ることを前提とします。 その活動の公益性や地域への貢献度を尊重しつつ、段階的かつ丁寧な見直しを進めていくことを目指します。

2. 課題

補助金に関する課題として、以下のようなものが挙げられます。

- ●補助金の長期化などにより、交付対象団体の自主的な運営が阻害されているおそれ
- ●創設以来、補助金額が固定化されているものもあり、ニーズとミスマッチしているものも あるおそれ
- ●厳密な交付対象経費の特定がなされていないなど、交付要綱に即した運用となっていないおそれ
- ●履行確認が徹底されておらず、補助金執行者としての監督機能が十分に発揮されていない おそれ

3. 見直し対象補助金

本方針に基づき、見直しを行う補助金は、以下のすべてを満たす補助金です。

- ●各種団体に対する運営費補助金(事業費補助の名目でも事実上運営費補助として扱っているものを含む。)
- ●市単独の補助金(助成金や交付金などの名称の如何を問わない。)
- ●一般会計及び特別会計を対象とする。

運営費補助:公益性のある団体等の運営のために必要な経費に対して交付する補助金等

事業費補助:団体等が実施する公益性のある事業を支援・奨励するために必要な経費に

対して交付する補助金等

4. 補助金の基本的な考え方

補助金の創設や運用、見直しに当たっては、以下の3つの要素に沿って、補助金の適格性を評価します。

要素	評価基準			
	●広く市民ニーズや利益に貢献している事業等であり、特定のものの利益に			
公益性	供するものではない。			
	●長期総合計画に掲げられた都市像等に合致している。			
以里州	●社会情勢や経済情勢など時代の潮流に合ったニーズの高い事業である。			
必要性	●公共性や官民連携・役割分担の観点から、補助する必要のある事業である。			
	●事業の実施により、目的に合致した成果を上げ期待された効果の発現または、			
有効性	発現が見込まれる。			
	●補助金相当かそれ以上の費用対効果が認められる。			

【参考】地方自治法(昭和22年法律第67号)

(寄附又は補助)

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その<u>公益上必要がある場合</u>においては、寄附又は補助をすることができる。

5. <u>見直しのポイント</u>

(1) 事業費補助の原則

運営費補助については、団体等の自主性や財政的自立の阻害につながる懸念があるほか、 効果等の検証が困難な場合があります。

今後の補助金のあり方としては、特段の事情がない限り新規の運営費補助の創設は行わないこととし、現在支出している運営費補助金については、補助目的等を明確にした上で、公益性・公共性の評価を行いながら事業費補助への切り替え等を推進していくこととします。なお、切り替えに時間を要する場合等は、時限措置や緩和措置を検討することとします。

見直しのポイント(1) 事業費補助の原則

- ●運営費補助について、事業費補助への切り替え等を図ることで、目的に対する使途の明確化や団体の自主性・財政的自立を推進します。
- ●現在支出している団体に対して、財政的自立に向けた支援を検討します。

※以下の活動については、補助対象外とします。

補助対象外の事業

- ①政治的活動
- ②宗教的活動
- ③争議的行為
- ④公序良俗に反する活動
- ⑤その他社会通念上、市の公金で賄う ことがふさわしくない事業

(2) 補助対象経費の明確化

補助金の使途に不信を招かないよう補助対象経費と対象外経費を区分し、適切に運用することで補助金の公正性を高めていきます。また、交付団体が適切に会計管理を行えるよう、経費区分を明らかにします。分類表に基づきながら、事業内容や支出目的に応じて判断し、補助対象経費の整理を行います。

見直しのポイント(2) 補助対象経費の明確化

- ●運営費補助金と事業費補助金の別に対象経費を区分します。
- ●食糧費や旅費等の取扱いを明確にし、統一化します。
- ●交付団体の会計科目の整理ではなく、下記の「補助対象経費分類表」に当てはめ、補助 対象経費を整理します。
- ●現在支出している団体に対して、財務環境に関する助言等の支援を行います。

補助対象経費分類表

〇:補助対象にでき得るもの

△:事業内容や支出目的によって対象とでき得るもの

×:原則対象外

 経 費	交付目	的区分	│ · 備 考	
在 复	団体運営費補助	事業費補助	1	
人件費	Δ	Δ	活動に必要な臨時的職員等は対象可	
報償費	Δ	0	能力開発等の研修経費は対象可	
旅費	Δ	Δ	慰労・親睦的な旅行は対象外 視察・研修目的でも必要性を十分検討	
交際費	×	×		
慶弔関係費	×	×		
消耗品費	0	Δ		
食糧費	×	×	会議等のお茶代、研修講師の飲料等は 対象可	
印刷製本費	0	Δ		
光熱水費・燃料費	0	Δ	事業費補助の管理経費は対象外	
広告料	Δ	Δ	活動の目的等に合致するものは対象可	
施設修繕料・補修費	Δ	Δ	事業費補助の管理経費は対象外	
賄材料費	Δ	Δ	食文化普及等は対象可 会員経費は対象外	
使用料・賃借料	0	Δ	事業費補助の管理経費は対象外	
原材料費	Δ	0		
備品購入費	Δ	Δ	活動に必要な最小の物品に限り対象可	
負担金及び補助金	Δ	×	運営費補助の迂回助成等は要協議	
貸付金	×	×		
出資金	×	×		
積立金	Δ	×	活動目的に合致した使途予定分は対象可	

寄附金	×	×	
公課費	Δ	Δ	市税分は対象外
上記以外	Δ	Δ	

(3)補助率の設定

補助率の定めのない補助金については、原則として 1/2 以内の補助率を設定していくものとします。ただし、率の設定に当たっては、団体の運営可能な状況を前提とし、市と団体との意見交換等を通じて、柔軟かつ個別的に対応していくことを基本とします。

見直しポイント(3) 補助率の設定

●税負担と団体負担の公平性から、補助率は1/2以内を目指します。

本方針で念頭におく事業費の財源構成		
補助金1/2以內	団体自主財源1/2以上	

- ⇒団体の運営可能な状況を確認しながら、財政的自立に向けた支援や、激変緩和措置等の 検討も行っていきます。
- ●地域経済情勢等の市民生活上緊急かつ相当な財政出動を要する場合は、本方針によらず適切な対応を検討します。

(4) 定期的な見直しの実施

社会情勢や市民生活の変化により多様化している行政ニーズに対し、想定していた事業 効果等を客観的に評価し直すため、事業の特性に応じた定期的な見直しを行います。

見直しポイント(4) 交付時限の設定

- ●補助金の事業の性質に応じて、必要な時期に見直しを実施することとします。
- ●「補助金点検評価シート」を活用し、毎年度の評価に加え、必要に応じて中長期的な視点での見直しを行います。
- ●見直しを通じて団体の財政的自立や事業の持続可能性を促す支援の在り方を検討しま す。

(5) 団体等の滞留資金の整理

補助金は、政策的な支出であり、市税等の一般財源で措置されています。

そのため、団体の財務上、補助交付額を超える繰越金が発生している場合等、補助金の必要性や補助金額の妥当性の検証が必要となります。

税負担の公平性の確保の観点から、団体における決算や経理状況を確認検証したうえで、 補助金等を整理するものです。ただし、団体の決算の整理等を行い、補助事業上の滞留資金 ではないことが明らかである等、合理的な理由がある場合はこの限りではありません。

見直しポイント(5) 団体等の滞留資金の整理

団体等の決算における繰越金と交付額を確認し、以下の見直しを行います。

●繰越金>補助金

ステップ1:翌年度以降の交付を見送る等の検討を行う

ステップ2:廃止、または、減額を検討する等、適正な額とする

●繰越金≧補助金×1/2 かつ 3年以上継続した場合

ステップ1:翌年度以降の交付額を減額の検討をする

ステップ2:廃止、減額を検討する

(6) 少額補助金(10万円以下)の見直し

少額補助金は、その効果が図りにくい部分や団体の効率的な運営によって自主財源で賄える等の考え方がある一方で、団体ならではのきめ細かな地域貢献を担っている一面もあることから、十分な確認のもとに整理すべきものであります。

見直しポイント(6) 少額補助金の見直し

- ●10万円以下の少額補助金について、縮小・廃止の可能性を検証します。 ⇒市と団体の意見交換を行いながら、団体の財政的自立の可能性を確認します。
- ●補助金の効果を明らかにするため、評価指標等を設定し、活動の見える化を図っていきます。

(7) 事業費の構成比10%未満補助の見直し

事業費に対する補助金の構成比が10%未満であることは、団体の自主財源による運営も 考えられることから、事業内容の効率化等による財政的自立の可能性等を検証します。

見直しポイント(7) 事業費の構成比10%未満補助の見直し

- ●補助金割合が10%未満の補助金について、縮小・廃止の可能性を検証します。
 - ⇒市と団体の意見交換を行いながら、財源の確保や事業費の効率化等による団体の財 政的自立の可能性を確認します。

6. 補助金の見直しフロー

『補助金点検評価シート』により、以下のとおり見直しを行います。

判定要素	評価基準		
公益性	● 広く市民ニーズや利益に貢献している事業等であり、特定のものの 利益に供するものではない。	認められ	
	● 長期総合計画に掲げられた都市像等に合致している。	ない。	
	社会情勢や経済情勢など時代の潮流に合ったニーズの高い事業であ		
ᄼᄑᄱ	る 。		
必要性	公共性や官民連携・役割分担の観点から、補助する必要のある事業で		
	ある。		
	事業の実施により、目的に合致した成果を上げ期待された効果の発		
有効性	現または、発現が見込まれる。		
DWIT	● 補助金相当かそれ以上の費用対効果が認められる。		



- 認められる

継続すべき補助事業



見直しポイント(次頁以降参照)への適合性の検証

- ① 事業費補助の原則(事業費補助への切り替え等)
- ② 対象経費の明確化(人件費など費目ごとに厳密に区分)
- ③ 補助率の設定(1/2以内)
- ④ 団体等の滞留資金の整理
- ⑤ 少額補助金の見直し(10万円以下)
- ⑥ 事業費に対する割合10%未満補助の見直し



適合しない 項目がある

合理的な理由 があるか 又は 改善を検討



今後の方向性を整理

継続(改善無·改善有) / 自立 / 統合



方向性のとりまとめ・議会への報告



見直し内容を適切に予算に反映・交付要綱の改正

7. 透明性の確保

補助金の有効性についての意見徴収を行う等、補助金の更なる見直しを図り、より公平な補助金制度の確立や公金支出への理解を深めるため、定期的に補助金の公表を実施します。

公表のあり方については、予算及び決算の審議のために作成し議会に提出している資料がありますので、継続して公表してまいります。

8. その他

物価、金融などの社会情勢の変化に応じて、本方針についても随時見直しを行っていくもの とします。

【補助金点検評価シート】

作成年度 令和 年度 作成年月日 作成者 役職: 氏名:

1補助金内容

一冊の並行を	r					
補助金名						
担当部課名						
電話番号						
メールアドレス						
補助の目的						
利益の対象者						
事業期間	開始年度			終了	年度	
	法令・規程等	等の有無		有	•	無
関係法令	法 令:		•			
規 程 等	条 例:					
	規則等:					
補助率	/		上區	限額		
++ n. 스 쇼프				3	付象件数	等の総数
補助金額						
令和6年度						
※予算・決算見込み	積算根拠					
	国	Ì		そ(の他	一般財源
補助金の	円		円		円	P.
財源構成	0		0		0	(
	制度的	政策		6 的補助金(団体分)		
補助金の分類 該当箇所にO	補助金	運営	費的	事業	費的	その他
W1E////-0						
		_				

	期計画上の 位置付け			
	区分	団体	個人	
	団体名			
	代表者名			
交付	所在地			
団体等	会員数			
の概要	活動 目的			
	設置根拠			
	事務局 設置	有	 虫自 5関与	無
	会費	有	無	
	云箕	総額		円/年

2団体の経理(収支)状況 ※過去3か年度

単位	:	円	

	年 度 令和5年度		令和4年度		令和3年度					
	吞口		決算額			決算額			決算額	
	項目	総活動費	本事業費	構成比	総活動費	本事業費	構成比	総活動費	本事業費	構成比
	市補助金			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
収	会費			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
	前年度繰越金			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
入	その他			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
	補助金に占める縁越金の割合			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
	支出総額に占める市補助割合			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
	計	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!
	75 D	決算額		决 算額		決算額				
	項目	総活動費	本事業費	構成比	総活動費	本事業費	構成比	総活動費	本事業費	構成比
支	事業費			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
	人件費			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
出	事務費			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
				#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
	計	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!
	収支差引額		0円			0円			0円	

3 評価及び見直し状況

	<u> </u>						
	過去3年間の評価結果						
評	評価対象年度 令和5年度 令和4年度 令和3年度			令和3年度	見直しの状況		
補	動の成果 						
	達成状況						

4補助金等のチェック

(1)評価…「公益性」「必要性」「有効性」の3要素から4段階で適格性を判断します。

評価	評価内容
Α	適格性が高い
В	やや高い
С	やや低い
D	低い



今後の方向性
継続
継続又は減額等の一部見直し
廃止又は減額等の一部見直し
廃止

判定要素		評価基準	評価			
公益性	広く市民ニーズや利益に貢献している事業等であり、特定のものの利益に供するものではない。長期総合計画に掲げられた都市像等に合致している。					
必要性		社会情勢や経済情勢など時代の潮流に合ったニーズの高い事業である。 公共性や官民連携・役割分担の観点から、補助する必要のある事業である。				
有効性	•	事業の実施により、目的に合致した成果を上げ期待された効果の発現または、発 現が見込まれる。				
	•	補助金相当かそれ以上の費用対効果が認められる。				

(2)検証…チェックポイントを下表により判定します。

(=7 12 tH== 7 = 7 7 1	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7								
判定	判定内容								
0	適合している								
Δ	不適合であるが、一定の理由があり、改善等の予定がある。								
×	不適合								

	交付基準の内容	判定	△または×の場合の理由と今後の対応等
1	運営補助ではなく、補助目的に基づく事業費補助である		
2	補助要綱など基準が明確である		
3	3年以内の期限を設定している		
4	事業費の1/2以内の補助率で補助上限の設定がある		
5	サービスを享受する対象者が明確であり、目標設定がある		
6	対象経費の適切な取り扱いなど支出が適正である		
7	繰越金が補助額以内である		
8	繰越金が補助金の1/2未満で、2年以上継続していない		
9	事務局は団体独自で運営されている		
10	補助金支出はすべて団体で活用されている。		
11	10万円以下の少額補助ではない		
12	事業に占める補助金の構成比が10%未満でない		
13	国県の補助を伴う事業への上乗せ補助を行っていない		

5 今後の方向性 …該当箇所に〇付けること

今後の方向性	継続(改善無)	継続 (改善有)	自	左 付)	廃止		統合		
理由			·	·		改善 <i>0</i> 時	カ実施 期	•	

【補助金点検評価シート:記載例】

 作成年度
 令和6年度
 作成年月日
 2024年8月30日

 作成者
 役職: 主査
 氏名: ▲▲△△

1補助金内容

<u>1補助金内容</u>	<u> </u>								
補助金名		00	協会口[口活動補	助金				
担当部課名									
電話番号		022-●●●-●●●							
メールアドレス	$\times \times \times$	×××××@city.shiogama.miyagi.jp							
補助の目的	り、地域のつな 近年会員数が 成長しているこ	当該協会は、コミュニティや教育分野で活動を展開しており、地域のつながりの強化に貢献している。 近年会員数が増加し、その活動の発展が期待できる団体に 徒長していることから、当該団体活動に対する本補助金により、市域内の成人の学習機会の創出や市民連携に寄与する。							
利益の対象者	市内に住む成人	5内に住む成人全般							
事業期間	開始年度	令和 4	終了	年度	令和6年度				
	法令・規程等	等の有無		有	• •	無			
関係法令規程等						. 綱			
補助率	1/2		上降	艮額		500千円			
補助金額		1	150千円 対象件数			(等の総数 			
令和5年度 ※予算・決算見込み	積算根拠	消耗品等	費等 1 上げ料	D必要経 17,500円 15,000 000円×5	 ×5回×1	I.1=82,500円),000円			
	国	ļ	₹	その	の他	一般財源			
補助金の 財源構成	千円 0		千円 0		千円 0	千円 150			
	制度的		政策	的補助郐	金(団体	分)			
補助金の分類 該当箇所にO	補助金	運営	費的	事業	費的	その他			
)				

第6次長期総合計画 基本構想 分野7: みんなが主役になるれるまち まちづくりの方向性: さまざまな個性がつながり、 役割を発揮できる環境づくり

	区分	団体	0	個人						
	団体名	〇〇協会								
	代表者名	会長:均	塩竈 太	郎氏						
交	所在地	塩竈市○○町□□番△△地								
付団体等	付 団 会員数 55人 体									
ずの概要	活動 目的	や周辺が	地域との 互の親睦	通して地元町内会 とのつながりを求 親睦と教育機会の を目指している。						
	設置根拠									
	事務局 設置	有	有 型 独自 □ 市関与							
	有 〇 無									
	五貝	総額	1	65,000	円/年					

2 [2団体の経理(収支)状況 ※過去3か年度 単位:円									
年 度 令和			令和4年度		4	令和 年度	Ę	令和 年度		
	# D		決算額			決算額			決算額	
	項目	総活動費	本事業費	構成比	総活動費	本事業費	構成比	総活動費	本事業費	構成比
	市補助金	150,000	150,000	100.0%			#DIV/0!			#DIV/0!
収	会費	165,000	120,000	72.7%			#DIV/0!			#DIV/0!
	前年度繰越金	48,500	30,000	61.9%			#DIV/0!			#DIV/0!
入	その他			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
	補助金に占める繰越金の割合			32.3%			#DIV/0!			#DIV/0!
	支出総額に占める市補助割合			42.8%			#DIV/0!			#DIV/0!
	計	363,500	300,000	82.5%	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!
	75 D		決算額			決算額			決算額	
	項目	総活動費	本事業費	構成比	総活動費	本事業費	構成比	総活動費	本事業費	構成比
支	事業費	310,000	300,000	96.8%			#DIV/0!			#DIV/0!
	人件費	25,000	0	0.0%			#DIV/0!			#DIV/0!
出	事務費	15,500	0	0.0%			#DIV/0!			#DIV/0!
				#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
	計	350,500	300,000	85.6%	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!
•	収支差引額		13,000円			0円			0円	

3評価及び見直し状況

ı		日本しの作品					
	評価対象年度	令和4年度	令和	年度	令和	年度	- 見直しの状況
	補助の成果	計画とおり事業が実施され、市 内のみならず周辺地域との交流 が深められた。					活動が活発であり、数 値目標も達成してお
	達成状況	会員数:目標50人 実績55人					り、次年度の継続を予 定

4補助金等のチェック

(1)評価…「公益性」「必要性」「有効性」の3要素から4段階で適格性を判断します。

評価	評価内容
Α	適格性が高い
В	やや高い
С	やや低い
D	低い



今後の方向性
継続
継続又は減額等の一部見直し
廃止又は減額等の一部見直し
廃止

判定要素	評価基準	評価				
公益性	広く市民ニーズや利益に貢献している事業等であり、特定のものの利益に供する ものではない。	А				
	● 長期総合計画に掲げられた都市像等に合致している。					
必要性	社会情勢や経済情勢など時代の潮流に合ったニーズの高い事業である。公共性や官民連携・役割分担の観点から、補助する必要のある事業である。	А				
有効性	事業の実施により、目的に合致した成果を上げ期待された効果の発現または、発現が見込まれる。補助金相当かそれ以上の費用対効果が認められる。	Α				

(2)検証…チェックポイントを下表により判定します。

<u> </u>							
判定	判定内容						
0	適合している						
Δ	不適合であるが、一定の理由があり、改善等の予定がある。						
×	不適合						

交付基準の内容			△または×の場合の理由と今後の対応等
1	運営補助ではなく、補助目的に基づく事業費補助である		
2	補助要綱など基準が明確である		
3	3年以内の期限を設定している		
4	事業費の1/2以内の補助率で補助上限の設定がある		
5	サービスを享受する対象者が明確であり、目標設定がある	0	
6	対象経費の適切な取り扱いなど支出が適正である	Δ	一部の経費に領収書の受領漏れがあり、今後適正管理を要請する。
7	繰越金が補助額以内である	0	
8	繰越金が補助金の1/2未満で、2年以上継続していない	0	
9	事務局は団体独自で運営されている	0	
10	補助金支出はすべて団体で活用されている。	0	
11	10万円以下の少額補助ではない	0	
12	事業に占める補助金の構成比が10%未満でない	0	
13	国県の補助を伴う事業への上乗せ補助を行っていない	0	

5 今後の方向性 …該当箇所に〇付けること

今後の方向性	継続(改善無)	0	継続 (改善有)		自立 (不交付)		廃止		統合		
	令和4年度は活動補助金の交付初年度であるが、活動内容が地域活性 理由に貢献しており、また会員数が増加するなど、今後の団体活動の発展 が期待でき、補助金の効果が継続すると見込まれるため。								改善の実施 時期		_

補助金の見直しに関する基本方針 令和5年12月 (令和7年9月改定版)

発行:塩竈市

編集:総務部 財政課

住所:宮城県塩竈市旭町1番1号